

みんなに知ってもらいたい

LGBT・SOGYのじつ

國井 良子

日本を中心とした LGBT年表

- 1970年（昭和45年）**
ブルーボーイ事件において、東京高裁で優生保護法違反により、性転換手術を行った医師の有罪判決確定
- 1989年（平成元年）**
「エイズ予防法」施行
- 1990年（平成2年）**
世界保健機関（WHO）同性愛を治療の対象から除外
- 1994年（平成6年）**
東京において「レズビアン・ゲイパレード」が開かれる
- 1997年（平成9年）**
府中青年の家事件判決。当事者団体側が全面勝訴。「無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである」
- 1998年（平成10年）**
日本精神神経学会が性同一性障害の診断基準、治療のガイドラインを発表
- 1998年（平成10年）**
埼玉医科大学で国内初の性別適合手術「感染症予防法」成立、エイズ予防法は同法に引き継がれた

多様な性のあり方の一例

性自認のカテゴリー

トランスジェンダー 身体や服装、社会的に性別を越境している人。生物学的性別と性自認が一致しない人や違和感を持っている人も含む。

シスジェンダー 戸籍の性別や生物学的性別と性自認が一致している人

クエスチョニング 自身の性別に迷っている人、探している人、決めずに生きる人、など

エックスジェンダー 性自認が中性、両性、決めたくない、決められたくない人、など

性指向のカテゴリー

レズビアン 女性として女性が好きな人

ゲイ 男性として男性が好きな人

バイセクシュアル 男性・女性の両方を好きになる可能性がある人

ヘテロセクシュアル 異性愛者 女性として男性が好きな人、男性として女性が好きな人

アセクシュアル 他者に対して恋愛感情や性的な関心を持たない人

パンセクシュアル 男女に限らず全ての性別が恋愛対象になる可能性がある人

LGBTとは

2015年、東京都渋谷区と世田谷区で、同性パートナーシップ制度が導入されて以来、LGBTや性的マイノリティという言葉はニュースなどでも頻りに使われるようになり、徐々に社会に浸透してきました。LGBTは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字から成る言葉です。それぞれの属性を指す言葉であり、性的マイノリティの総称として使われることもあります。

しかし、性的マイノリティはLGBTだけでなくありません。クエスチョニング、パ
ンセクシュアル、アセクシュアルなど、性のあり方は多様性に満ちています。セクシュアリティ（性のあり方）は3つの要素に分けて考えることができます。

- ① 生物学的性 Biological Sex 内性器、外性器を含む、体の特徴が男性的であるか、女性的であるかということ。身体の性ともいう。
- ② 性自認 Gender Identity 自分の性別を自分自身でどのように認識しているか、ということ。心の性ともいう。必ずしも、男、女、の二つに明確に分かれるわけではない。
- ③ 性的指向 Sexual Orientation 自分とはどんな性別の人を恋愛対象、性的対象とするかということ。

これに、性別表現（Gender Expression）言葉遣いや服装、ふるまいなどを加えて4つの要素とされる場合もあります。しかし、ここで紹介した性のあり方はほんの一例に過ぎません。それぞれの人が感じているセクシュアリティの多様な表現や、複雑さ、あいまいさも大切にしていきたいものです。

性的指向は、自分の意思で変えることはできないと言われていました。恋愛感情が同性のみに向く人、異性のみに向く人、同性と異性両方に向く人、そもそも他者に対して性的な関心を持たない人、といういろいろな人が存在します。どれが正しいか、間違っているか、ということではありません。以前は、同性愛は治療すべき病気とされていましたが、1973（昭和48）年にアメリカ精神医学会が、1990（平成2）年にはWHOが、病理の対象から削除しました。性自認も同様です。基本的には個人の好みで選択できるわけではありません。生まれた時の身体の性別が女性で性自認が男性の人（FTM）、生まれた時の身体の性別が男性で性自認が女性の人（MTF）、性自認が男性女性どちらでもない人、男性女性どちらでもある人、決めたくない人、決められない人、流動的な人、方向性を持って動いていると表現する人もいます。

性のあり方を決めるのは自分自身です。自分自身がどう感じ、どう表現したいか。本来ならば誰もが自分の思う性のあり方で生きることができるとは思いません。しかし、マイノリティの人々は現実生きづらさを抱えています。社会の中で当然の権利として認められなければならないことが認められず、人権が侵害されている場面はまだ多くあります。

2003年(平成15年)

戸籍の性別変更を可能とする「性別同一性障害特例法」成立

2010年(平成22年)

文部科学省、性別同一性障害の児童生徒への配慮を求める事務連絡送付

2012年(平成24年)

自殺総合対策大綱で性的マイノリティがハリスフであると言及

2014年(平成26年)

文科省、性別同一性障害に関する全国調査、性別に違和感を訴える児童生徒は606例と報告

2015年(平成27年)

東京都渋谷区にて、「同性パートナー条例」が賛成多数で可決、成立。4月1日施行

文科省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知

2016年(平成28年)

一橋大学にてアウティングにより自殺した学生の遺族が、相手側の学生と大学に損害賠償を求める民事訴訟を起す。2018年、学生とは和解成立

2017年(平成29年)

4月「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」施行
11月渋谷区「パートナーシップ制度」日本で初めて導入

2018年(平成30年)

7月 お茶の水女子大 トランスジェンダーの学生受け入れ表明

LGBTから SOGIへの流れ

国際社会においては、2011(平成23)年、国連人権理事会で性的指向、性自認に基づく差別や暴力といった重大な懸念を表す決議を採択する際、「SOGI(ソギ・ソジ)」という概念を用いました。

SOGIとは、「性的指向 (Sexual Orientation) のSO」と「性自認 (Gender Identity) のGI」を組み合わせた言葉です。LGBTが性的マイノリティの人を表すのに対して、SOGIは性的指向、性自認そのものを指します。全ての人に当てはまる概念です。全ての人が、セクシュアリティの問題を自分のこととして考え、性の多様性を尊重し、一人ひとりが自分らしく生きることができる社会を認めることは、全ての人が平等である社会の形成に繋がっていくのです。



お茶の水女子大 トランスジェンダー 受け入れについて



2018(平成30)年7月、お茶の水女子大学は、トランスジェンダーの学生を受け入れると表明しました。これにより2020年度から、性自認が女性のトランスジェンダーも入学が認められることになりました。

記者会見では、「多様性を包摂する女子大学と社会」の創出に向けた取り組みと位置づけ、今後固定的な性別意識にとらわれず、一人ひとりが人間としてその個性と能力を十分に発揮し、多様な女性があらゆる分野に参画できる社会の実現につながって行くことを期待すると、学長は述べています。

「女性が差別や偏見を受けずに暮らせる社会を作るため、自らの価値を認識し、社会に貢献するという確信をもって前進する精神を育む必要」があり、「女性が旧来の役割意識などの無意識の偏見から解放され自由に活

躍できる」のが女子大学だと、その存在意義についても触れました。また、「学びたい意欲のあるトランスジェンダーを受け入れるのは自然な流れであり、多様性を包摂する社会では当然のことだ」とも述べました。

今回の会見から、現在の社会の中に、まだまだ女子大学が存在する意義はあり、本当の意味での男女平等、男女共同参画社会は実現していない、と改めて認識しました。女子大学に学びの場を得た多くの女性たちには、そこで学んだ精神をこれからの社会の中で生かしてもらいたいと思います。

それとともに、若い学生たちだけでなく私たちも、全ての人の人権が守られ、一人ひとりが自分らしく輝ける、男女共同参画社会を目指していかなければなりません。

これからの 性的マイノリティと防災

多様性に配慮した

平時の取り組みの大切さ

静岡県では、近い将来、巨大地震の発生が危惧されており、防災・減災に向けて様々な取り組みがされています。内閣府の資料では、男女共同参画の視点での「様々な立場の人に配慮した」防災への取り組みが提起されています。東日本大震災女性支援ネットワーク発行の災害支援事例集でも、支援の具体的事例から、「多様性配慮の必要性」「災害の影響を受けやすい人々を視野に入れた支援の必要性」が示されています。

「ねつとわあく」は65号（2015年3月発行）で「私と防災」の特集をしました。災害や防災を考える上で重要な「地域」「教育」「ボランティア」「女性」をキーワードに、県民の様々な活動を紹介。東日本大震災の教訓を踏まえ、男女の性別役割に沿ったそれまでの訓練を見直した県内自主防災組織の活動も紹介しています。

今号は、「多様性の配慮」「男女共同参画」の視点で、災害時に困難な状況に置かれやすいマイノリティの人々、特に、LGBTの人々の立場に立った防災について考えるきっかけになればと思います。主に「平時の取り組み」について、弁護士の永野海さん、「岩手レインボー・ネットワーク」主宰の山下梓さん、さらに「LGBTしずおか研究会」主宰の細川知子さんに話を聞きました。（赤堀三代治）

内閣府男女共同参画局 避難所運営指針 解説事例集

検索

東日本大震災女性支援ネットワーク 災害支援事例集

検索



永野海さん

防災関連に精通している気鋭の若手弁護士
静岡県弁護士会災害対策委員会所属
静岡放送SBS TeamBuddyメンバー。特定
非営利活動法人事業継続推進機構会員。
防災に精通した弁護士の視点で「被災者支
援チェックリスト」を作成、注目を浴びている。
弁護士会と自治体の連携による防災協定の
締結。今年の7月末、御前崎市ではこの
チェックリストの全戸配布を実現させた。

●災害救助法について

救助法の運用や特別基準の設定の活用で、マイノリティに対する配慮は可能となり得ます

「多様性に配慮し、災害の影響を受けやすい立場の弱い人々も視野に入れた防災」「人権と防災」「共生と防災」を考えた時、「公助」に関わる自治体の役割、県・市町村独自の取組みに関して法律上、弁護士の立場でどう思っていますか。

災害に関する法律は国が定めたものですが、法律の解釈と運用で、立場の弱い人々も視野に入れた自治体独自の対応は可能になります。

この典型は、災害救助法に基づく仮設住宅です。仮設住宅の入居者判断、内縁はよくても同性カップルの場合は、同性をパートナーとして公的に認める「パートナーシップ制度」を導入している自治体は別として、一般的には適用外の運用になる可能性が高いのではないのでしょうか。これはおかしいですね。ただ、この問題は災害時の問題というよりも、平時の公営住宅の入居要件の

問題です。

平時に対応しておかないと災害時だけOKということにはならないので、平時の検討事項ですね。対応が急務です。その他、避難所運営や各種支給も災害救助法の範疇ですが、災害救助法は自治体が独自に基準を検討することが可能です。

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、「都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる」ということです。こうした特別基準の設定の活用で、マイノリティであるLGBTの人々に配慮することも検討できます。救済法改正で、政令市は直接内閣府とやりとりできるようにしました。

●災害用慰金などについて

自治体独自として不平等を是正するため自治体独自の支援策を決めることは現行法の範疇で可能です

たとえば災害用慰金法では、当初「遺族」に含まれていないとされた同居の兄弟姉妹が、現場からの声で法改正され、「遺族」として認められることになりました。同性パートナーのいるLGBTの人々の場合も、同じような問題に直面するかもしれません。

平時にも、自治体が結婚祝い金や弔慰金を、同性のパートナーにも支給する形の改正をしている例があるようです。これも平時からの対応が大切です。仮に法改正が進まなくても、自治体独自の支援策とすればいい。たとえば、被災者生活再建支援法に規定がない一

部損壊世帯にも、自治体が独自に支援金を給付できるのと同様、国の法律ではパートナーが亡くなつて弔慰金は支給されなくても、不平等を是正するため自治体独自に支給します、と決定すればよいだけです。

この2点は、公助として平時に自治体で取り組む価値があることだと思えます。本県においても、ぜひ平時に取り組んでほしいと思います。

● **平時における共助について**
 ↳ **共助を高めるためには平時の連携がより重要** ↳

民間・行政含めて関連する組織・団体が平時から連携し、資源の洗い出し、課題の認識、解決への模索といった、日々の取り組みが限りなく重要と考えます。こうした平時の取り組みが、発災時にはネットワーク化され、大きな力になっていくと思います。

私たち弁護士グループも自分たちの範疇に留まらず、様々な組織・団体とのつながりを構築していくことが求められていると思います。その連携先としては、障がい者、要介護高齢者、性的マイノリティの当事者・支援者組織ももちろん含まれています。平時にこういう関係性を構築しておくことが不可欠と認識しています。

被災後に機能不全に陥らないためには、平時の取り組みが全てです。法律で定められたネットから漏れてしまうマイノリティの人々を、マジヨリティの連携の力で引き上げていきたい、と思っています。

弁護士 永野海 法律と防災のページ
 被災者支援チエックリスト 永野海
 災害救助法徹底活用
 検索 検索 検索

山下梓さん



2005年から性的マイノリティの人権運動に関わり始め、2011年3月から「災害時、性的マイノリティに特有の困りごとがあるはず。何かしたい」との思いから、支援グループ「岩手レインボー・ネットワーク」を主宰。弘前大学男女共同参画推進室専任教員（助教）。高知ヘルプデスクとの連携によるWSを開催し「にじいろ防災ガイド」を作成。

● **「にじいろ防災ガイド」について**

↳ **当事者・関係者による共同作業** ↳
 作成の背景、ならびに普及活用に関して聞かせてください。

岩手県に住む私たちは、東日本大震災をきっかけに、レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）などの、多様な性を生きている人々と防災について考えるようになりました。また、東日本大震災以降、岩手県だけでなく全国各地でLGBTIなどの性的マイノリティの災害時特有の困難やニーズについて話し合われるようになりました。

そのような中、性的マイノリティの当事者や支援関係者だけではなく、防災分野や男女共同参画分野の人をはじめとする多くの人が「災害と性的マイノ

リティ」について知りたい、と関心を寄せてくれていることを知りました。このガイドは、そのような関心に応えられたらとの思いから作成しました。

災害時であっても、だれもが尊敬をもって避難所や仮設住宅で暮らし、元の生活に戻っていくという理想の状態を、「にじいろ防災」と名づけました。岩手県内三か所と南海トラフ地震への備えを進めている高知で、「にじいろ防災」の実現に向けたワークショップを行いました。このガイドは、ワークショップで出された課題や対応策などのアイデアをまとめたものです。性的マイノリティのコミュニティの人々にとどまらず、防災にかかわる一人でも多くの人に活用してもらえればうれし

いです。

現在までに約20の都道府県でガイドを活用してもらっています。

岩手レインボー・ネットワーク
 高知ヘルプデスク
 にじいろ防災ガイド
 検索 検索 検索

細川知子さん



「LGBTしずおか研究会」主宰
 静岡市を中心に活動する。「マジョリティは、社会の中で無自覚に特権を持っている。マジョリティから変わらなければ、社会は変わらない。」との考え方のもと、性的マイノリティに関わる様々な課題を、(当事者・非当事者)(知識がある・ない)に関わらず、社会の課題としてみんなで考えていくことを目的に活動をしている。

● **顔の見える繋がりについて**
 ↳ **急がれる「仕組み作り」** ↳

LGBTの人たちの災害対応上、団体として、平時に心がけておきたいことはどんなことだと認識されていますか。

私たちのような団体は、支援グループにも自助グループにもなり得る可能性を持つていると考えています。しかし、被災後は全ての人が被災者となり、誰がキーマンになり、誰が動けるのか。「マンパワーの確保」が非常に難しいと危惧しています。地域の小団体との日頃からのコミュニケーションがなければ、単独での支援・自助以前に、団体として存在していることを必要な人に届けることすら、難しいのではないのでしょうか。

災害時対応は広域で考えておく必要があると考えます。静岡県は東西に広いので、東部や西部のLGBT系のコミュニティと、繋がりを持つようになっています。SNSの時代だからこそ、情報交換の講演会、啓発イベントへの協力など、できる限り「顔の見える繋がりを」を心掛けています。

しかし、まだ、災害を具体的に想定した取り組みまでには至っていません。災害弱者として共通のニーズを持つ他の分野のグループと繋がっていないのが、実態です。

ここから先は、公的なサポートを受けながら「仕組み作り」を急ぐ必要があると認識しています。

LGBTしずおか研究会
 検索